

事 務 連 絡  
平成23年3月31日

各地方厚生局指導養成課 }  
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

文部科学省高等教育局専門教育課  
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う管理栄養士の受験資格及び  
管理栄養士養成施設の運営等に係る取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課、医政局、健康局、医薬食品局食品安全部、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることのないよう、特段の配慮をお願いしたところです。

今般、震災の影響にかんがみ、被災した地域に関わりのある管理栄養士養成施設（計画停電等により運営に支障の生じた養成施設を含む。以下、「当該養成施設」という。）における管理栄養士の受験資格及び養成施設の運営について、連名事務連絡の趣旨も踏まえて下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴局におかれましては、管内の各養成施設に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省では、各国公私立大学に対し、当該大学における当面の学事日程等に関する弾力的な取扱いについて、別添のとおり示しているところです。

記

## 1. 受験資格に係る取扱い

(1) 当該養成施設は、平成 23 年度の始業時期等について授業計画どおりに実施することが困難な場合が生じることが想定される。

今般の震災への対応により、授業の実施期間が例年に比べて短縮された場合であっても、当該養成施設を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、管理栄養士の国家試験の受験資格が認められること。

(2) 当該養成施設の学生は、年度当初の休学等により、他の学生より修業が遅れることが想定される。

こうした場合であっても、当該養成施設を必要な単位を履修して卒業した者については、今後、管理栄養士の国家試験の受験資格が認められること。

(3) (1) 及び (2) の取扱いは、当該養成施設における教育内容の縮減を認めるものではないことから、当該養成施設にあつては、時間割の変更、補講等により必要な教育が行われるよう、特段の配慮をいただきたいこと。

なお、修業年限の短縮を認めるものでもないため、留意されたい。

## 2. 養成施設の運営に係る取扱い

(1) 当該養成施設は、震災の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

(2) 当該養成施設は、震災の影響により臨地実習施設の変更が必要となることが想定される。

臨地実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお臨地実習施設の確保が困難である場合には、臨地実習に係る時間の一部について、臨地実習に代えて学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

(別添資料)

- ・「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 25 日文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡)